

品川区飲食店営業等の屋外客席に関する取扱要綱

制定 平成 18 年 11 月 1 日 要綱第 139 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日 要綱第 180 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日 要綱第 109 号

改正 令和 3 年 6 月 1 日 要綱第 213 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する飲食店営業その他食品を調理または設備を設けて客に飲食させる営業（以下「飲食店等」という。）の施設の屋外客席について、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定め、もって屋外客席に係る食品衛生を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 客席 飲食店等において、立食形態も含め、客に飲食させる目的で設置された、いす、テーブルおよびカウンター等の設備をいう。
- (2) 屋内客席 屋内の客室および客席をいう。
- (3) 屋外客席 完全に区画された調理施設または屋内客席に隣接した、営業者の管理区域内にある屋外の客席であって、従事者が常時衛生的に管理できる範囲にあるものをいう。
- (4) 公有地等 道路、公園等の公有地または日常一般に開放されている場所をいう。
- (5) 占用許可等 法令、条例等に基づく当該公有地等の占用、使用等の許可等をいう。

(対象)

第 3 条 この要綱は、屋外客席を有する飲食店等を対象とする。ただし、臨時営業、引車または自動車による移動営業ならびに天ぷら船、屋形船および自動販売機による営業は対象としない。

(留意事項)

第 4 条 保健所長は、屋外に客席を設ける営業であることに十分配慮し、屋外客席を設け飲食店等を営む者に対し、以下に留意させること。

- (1) 屋外客席は、営業者が管理する区域が明確となるよう、一定の区画をすること。
- (2) 屋外客席の照明設備は、作業、清掃等を十分にすることができるよう必要

な照度を確保できる機能を備えること。

- (3) 衛生上の健康危害を防止する観点から、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）に基づき、食品、器具等の取扱いに係る公衆衛生上必要な措置の基準を遵守すること。
- (4) 屋外客席では、従事者による調理行為は行わないこと。
- (5) 屋外客席には、サラダバー、バイキング、フリードリンクコーナー、バーベキューに係る焼台等の食品取扱設備を設けないこと。ただし、フリードリンクコーナー、客が使用する焼台等の調理設備については、保健所長が取扱いについて衛生上支障がないと判断した場合であって、かつ、屋外客席の設置場所について他法令の基準を遵守できるよう措置を講じていると判断した場合はこの限りでない。
- (6) 雨天や強風時等突発的な事象に備え、屋外客席の設備を衛生的に保管できる保管場所を確保すること。ただし、保管場所の確保に代わる対策が講じられている場合等、保健所長が、衛生上支障がないと判断した場合はこの限りでない。
- (7) 道路の不正使用、排煙、臭気、騒音、排水等に係る周辺環境への影響等その他において問題が生じることがないように、関係する他法令についても遵守すること。
- (8) その他、屋外客席の設置にあたっては、保健所と十分に協議し指導に従うこと。

（事務手続）

第 5 条 新規に、屋外客席を設け飲食店等の営業を行おうとする者は、品川区食品衛生法施行細則（昭和 50 年 4 月 1 日規則第 27 号。以下「細則」という。）第 3 条に規定する許可の申請書に屋外客席営業設備の大要（第 1 号様式）を添付し、保健所長に申請すること。この場合において、屋外客席営業設備の大要には、屋外客席の配置、屋外設備の保管場所、敷地境界線、道路との境界線等を記載すること。

- 2 既存の営業施設に、新たに屋外客席を設ける者は、細則第 6 条に規定する申請事項の変更の届出（以下「営業許可申請事項変更届出」という。）に第 1 号様式を添付し、保健所長に届出をすること。この場合において、第 1 号様式には、屋外客席の配置、屋外設備の保管場所、敷地境界線、道路との境界線等を記載すること。
- 3 屋外客席を設け飲食店等（公有地等に設置する場合を除く。）を営む者が、屋外客席の規模を変更する場合（区画の変更を伴う場合に限る。）または屋外客席を廃止する場合は、営業許可申請事項変更届出および第 1 号様式に必要事項を記載し、保健所長に届け出をすること。

- 4 公有地等に屋外客席を設け飲食店等の営業を行おうとする者は、営業許可申請の手續に加え、屋外客席設置届（第2号様式）に占用許可等を受けていることを証明する書面の写しを添付し、保健所長に届出をすること。この場合において、占用許可等を受けた者が当該施設の営業許可申請者以外の者である場合は、この書類のほか、占用許可等を受けた者からの当該公有地等の使用承諾書を添付すること。
- 5 公有地等に屋外客席を設け飲食店等を営む者は、公有地等の占用許可等に変更があった場合、その都度、営業許可申請事項変更届出および第2号様式に、占用許可等を受けていることを証明する書面の写しを添付し、保健所長に届出をすること。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日より施行する。
- 2 「客席内の一部を利用する飲食店営業等の衛生管理基準について」（平成12年4月1日付11衛生食第2081号）に規定する客席内の一部を利用する飲食店営業等の衛生管理基準は適用しない。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 「品川区客席内の一部を利用する飲食店営業等の衛生管理基準」（平成27年3月31日付品川区保健所長決定）に規定する客席内の一部を利用する飲食店営業等の衛生管理基準は適用しない。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。